

さいたま市契約公報

第6号

令和8年3月31日発行

発行所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市役所

(財政局契約管理部契約課)

目次

特定調達契約の落札者等の公示

- ・さいたま市市税等収納滞納帳票作成業務…………… 1
- ・さいたま市介護保険システム運用支援業務…………… 2
- ・さいたま市障害福祉システム保守業務…………… 2
- ・消防救急デジタル無線基地局設備保守業務…………… 2

競争入札参加資格審査に関する告示（2件）

- 小規模修繕業者登録に関する告示（令和7・8年度変更）…………… 2
- 令和7・8年度競争入札参加資格追加審査に関する告示…………… 5

[水道局]

特定調達契約の落札者等の公示

- ・マッピングシステム更新入力業務（単価契約）…………… 6
- ・営業系業務に関する水道料金システム電算処理等業務…………… 7
- ・水道局基幹系システム機器管理業務…………… 7
- ・水道局基幹系システム管理業務【単価契約】…………… 7

○特定調達契約の落札者等の公示

さいたま市公告（調達）第36号

次のとおり落札者等について公示します。

令和8年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

①36-1 ②さいたま市市税等収納滞納帳票作成業務 ③さいたま市財政局税務部収納対策課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和8年3月10日 ⑤株式会社コタニ浦和営業所 所長 平沢 貴夫 さいたま市浦和区仲町二丁目14番7-203号 ⑥36,728,989円 ⑦一般競争入札 ⑧令和8年1月21日 さいたま市公告（調達）第5号

①36-2 ②さいたま市介護保険システム運用支援業務 一式 ③さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和8年3月5日 ⑤富士通Japan株式会社首都圏事業部(埼玉) シニアディレクター 佐藤拓 さいたま市大宮区桜木町1-11-20 ⑥131,120,000円 ⑦随意契約 ⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号該当

①36-3 ②さいたま市障害福祉システム保守業務 ③さいたま市福祉局障害福祉部障害福祉課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和8年3月4日 ⑤富士通Japan株式会社首都圏事業部(埼玉) シニアディレクター 佐藤拓 さいたま市大宮区桜木町1-11-20 ⑥43,120,000円 ⑦随意契約 ⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

①36-4 ②消防救急デジタル無線基地局設備保守業務 一式 ③さいたま市消防局警防部指令課 さいたま市浦和区常盤6-1-28 ④令和8年2月26日 ⑤NTT東日本株式会社埼玉事業部執行役員埼玉事業部長 小池哲哉 さいたま市浦和区常盤5-8-17 ⑥36,190,000円 ⑦随意契約 ⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

○競争入札参加資格審査に関する告示

さいたま市告示第435号

さいたま市水道局告示第38号

令和7年度及び令和8年度において、さいたま市及びさいたま市水道局が発注する施設、その他又は物品の小規模な修繕請負契約に係る事業者の登録について必要な事項の定めを変更したので、次のとおり公示する。

令和8年3月16日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

1 用語の定義

この告示において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 小規模修繕

内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易な100万円以下の小規模な修繕請負のことをいう。

(2) 登録名簿

さいたま市小規模修繕業者登録名簿のことをいう。

(3) 業者登録

小規模修繕の契約を希望する事業者を、登録名簿に登載することをいう。

(4) 市長等

さいたま市長及びさいたま市水道事業管理者のことをいう。

(5) 申請者

業者登録を希望する事業者のことをいう。

(6) 電子申請

電子情報処理組織（市長等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用した申請のことをいう。

(7) 申請書類

業者登録に関する申請書類のことをいう。

2 小規模修繕業者登録をすることができない者

小規模修繕業者登録を希望する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、業者登録をすることができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項に掲げる者

(2) 施行令167条の4第2項の規定により、さいたま市の競争入札に参加させないこととされた者

(3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、その事業活動を支配している場合、その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長等が不適格であると認める者

(4) 国税（消費税及び地方消費税並びに法人にあつては法人税、個人事業主にあつては申告所得税及び復興特別所得税）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者

(5) 地方税（法人にあつては法人市民税、個人事業主にあつては個人市民税）について未納がある者又はこれに未納があり分割納入中である者

(6) 個人事業主の場合は、さいたま市に住民登録を有しない者、さいたま市内に本店を有しない者又はさいたま市外にある事業所で登録をしようとする者

(7) 法人の場合は、さいたま市内に主たる営業所（本社・本店等）を有しない者又はさいたま市外にある事業所で登録をしようとする者

(8) さいたま市の実施する競争入札の参加資格に関する審査を受け、さいたま市競争入札参加資格者名簿に登録されている者

(9) 次に掲げる者は、その資格の有効期限内において資格審査を受けることができない。

ア 一度登録の申請を受けた登録業務を他の登録業務に変更しようとする者

イ 一度登録の申請を受けた登録業務について、再度登録の申請を受けようとする者

ウ 登録の有効期間内に申請することができる登録業務の上限まで既に申請を行った者

3 登録業務等

(1) 登録業務の区分は次表に掲げるとおりとする。

大工	内装	屋根
畳	ふすま・障子	ガラス
給排水設備	給湯設備	トイレ
サッシ・カーテン	空調設備	ガス管配管設備
厨房設備	電気設備	ドア・シャッター

塗装	防犯設備	外構・フェンス
その他修繕	物品修繕	

(2) 登録の有効期間内に申請することができる登録業務の数は5以内とする。

4 業者登録の方法

(1) 申請方法

申請者は、次のいずれか方法で申請するものとする。

ア サイトまま市電子申請・届出サービスを利用した電子申請

イ 申請書類を郵送又は持参

(2) 提出資料

申請者は、次に掲げる申請書類を市長等に提出するものとする。

ア 小規模修繕業者登録申請書【申請書類を郵送又は持参する場合のみ対象】

イ 小規模修繕登録希望業務申請書【申請書類を郵送又は持参する場合のみ対象】

ウ 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（写し可）【法人のみ対象】

エ 身分（元）証明書（写し可）【個人事業主のみ対象】

オ 後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書（被補助人にあっては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）（写し可）【個人事業主のみ対象】

カ 「法人税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の3）又はこれと同じ税目について交付された納税証明書（その3）（写し可）【法人のみ対象】

キ 「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の2）又はこれと同じ税目について交付された納税証明書（その3）（写し可）【個人事業主のみ対象】

ク サイトまま市の市税納税証明書（写し可）【納付状況等照会に同意しない場合のみ対象】

ケ 委任状【代理人を設置する場合のみ対象】

コ 行政書士委任状【行政書士による代理申請の場合のみ対象】

サ その他必要と認める書類

(3) 申請書類等の取得方法

ア サイトまま市ホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/011/003/p003077.html>

イ 次の場所において無償で配布する。

〒330-9588 サイトまま市浦和区常盤6-4-4 サイトまま市財政局契約管理部契約課

5 業者登録の申請受付

(1) 受付期間

令和8年3月16日から令和9年2月15日まで

ただし、申請書類を郵送又は持参する場合は、サイトまま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 提出先

4(3)イに同じ

6 登録名簿への登載

市長等は、登録の申請があったときはこれを審査し、適格と認めたときは、登録名簿に登載し、一般に公開する。

7 登録の有効期間

登録名簿に登載された日から令和9年3月31日まで

8 業者登録結果の通知

業者登録の結果については、次のとおり通知する。

(1) 申請方法が4(1)アの場合

さいたま市電子申請・届出サービスにより通知する。

(2) 申請方法が4(1)イの場合

郵送により通知する。

9 変更等の届出

登録名簿に登載された者は、申請内容に変更が生じたときは、直ちに関係書類を添えて市長等に対し届け出るものとする。

10 登録名簿からの抹消

市長等は次の各号のいずれかに該当するときは、その者を登録名簿から抹消するものとする。

(1) 2(1)、(2)、(3)、(6)、(7)又は(8)に該当する者となったとき。

(2) 登録名簿からの抹消を申し出たとき。

(3) その他市長等が必要と認めるとき。

11 資料提出等の請求

市長等は、必要があると認めるときは、この告示に定めるもののほか、小規模修繕業者登録の申請をした者に対し、その都度、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

12 その他

詳細は、令和7・8年度さいたま市小規模修繕業者登録申請の手引による。

さいたま市告示第516号

さいたま市水道局告示第42号

さいたま市及びさいたま市水道局が発注する建設工事の請負、設計、調査及び測量の業務の委託、道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務の委託の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその申請方法を定めた告示（令和6年7月26日さいたま市告示第1294号及びさいたま市水道局告示第99号）17の規定に基づき追加の資格審査を実施するので、次のとおり公示する。

令和8年3月27日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市水道事業管理者 小島 豪 彦

1 資格審査申請の受付

(1) 受付期間

新規：令和8年5月1日から令和8年5月15日まで

追加：令和8年5月1日から令和8年5月22日まで

(2) 受付方法

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として、電子情報処理組織（参加自治体に属する知事、市長、町長又は村長等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して競争入札参加資格申請をするものとする。

(3) 提出先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県総務部入札審査課審査担当（工事）

(4) その他

令和7・8年度建設工事請負等競争入札参加資格審査申請の手引第4回申請（新規・追加）用による。

2 競争入札参加資格の有効期間

令和8年8月1日から令和9年3月31日まで

〔水道局〕

○特定調達契約の落札者等の公示

さいたま市水道局公告（調達）第9号

次のとおり落札者等について公示します。

令和8年3月31日

さいたま市水道事業管理者 小島 豪彦

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

①9-1 ②マッピングシステム更新入力業務（単価契約） 一式 ③さいたま市水道局業務部管財課 さいたま市浦和区常盤6-14-16 ④令和8年2月13日 ⑤水道マッピングシステム株式会社 代表取締役 佐藤清和 東京都新宿区内藤町87番地 ⑥(1)マッピングデータ入力作業 ア 配水管等更新（配・導・送水管・弁栓類） (ア)建設工事（登録） 128円/m（単価） 建設工事（削除） 57円/m（単価） (イ)管理工事（登録） 191円/m（単価） 管理工事（削除） 143円/m（単価） (ウ)弁栓工事（登録） 1,207円/個（単価） 弁栓工事（削除） 682円/個（単価） 弁栓工事（変更） 945円/個（単価） イ 給水管等更新 (ア)新設工事（登録） 4,545円/件（単価） (イ)改造工事（登録・削除） 6,408円/件（単価） (ウ)撤去工事（削除） 2,004円/件（単価） (エ)取付替工事（登録・削除） 4,838円/件（単価） (オ)井水シンボル（登録・削除・変更） 461円/個（単価） ウ 漏水情報更新 漏水シンボル（登録） 492円/個（単価） エ 委託点検情報更新 (ア)点検シンボル（登録） 1,030円/個（単価） (イ)漏水探知データ（登録） 446,545円/回（単価） オ 配水支管未布設路線選定支援システム更新作業 (ア)ポリゴン（登録） 852円/件（単価） ポリゴン（削除） 392円/件（単価） (イ)漏水シンボル（削除） 432円/個（単価） カ 地形図修正等 (ア)名称（登

録) 721円/件(単価) 名称(削除) 444円/件(単価) (イ)ライン(登録) 22円/m(単価) ライン(削除) 11円/m(単価) (ウ)ボーリングシンボル(登録) 1,110円/個(単価) キ 配水管仮入力等 仮入力等 35,880円/人日(単価) ク 地形・属性データ変換等作業 (ア)市内全域変換 623,243円/回(単価) (イ)一部区域変換 281,647円/回(単価) ケ 設定変更等 (ア)設定変更等 71,990円/人日(単価) (イ)漏水探知データ 59,467円/人日(単価) (ウ)給水管撤去データ 446,545円/回(単価) (2)ファイリングデータ入力作業 ア 配・給水管等原図(A0まで)(登録) 1,891円/枚(単価) イ 配・給水管等原図(A0まで・差替)(登録・削除) 2,283円/枚(単価) ウ 配・給水管等(A3まで)(登録) 568円/枚(単価) エ 配・給水管等(A3まで・差替)(登録・削除) 830円/枚(単価) オ 画像データ(CD等)(登録) 924円/件(単価) カ 画像データ(CD等)※変換作業含む(登録) 733円/枚 キ 私道部における配水管布設承諾書等(登録) 924円/枚(単価) ク ファイリングデータ修正・削除(修正・削除) 555円/枚(単価) ⑦随意契約 ⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号該当

①9-2 ②営業系業務に関する水道料金システム電算処理等業務 一式 ③さいたま市水道局業務部管財課 さいたま市浦和区常盤6-14-16 ④令和8年2月9日 ⑤一般財団法人埼玉水道サービス公社 代表理事 中村幸司 さいたま市北区東大成町二丁目445番地1 ⑥172,015,800円 ⑦随意契約 ⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

①9-3 ②水道局基幹系システム機器管理業務 一式 ③さいたま市水道局業務部管財課 さいたま市浦和区常盤6-14-16 ④令和8年2月9日 ⑤一般財団法人埼玉水道サービス公社 代表理事 中村幸司 さいたま市北区東大成町二丁目445番地1 ⑥41,622,596円 ⑦随意契約 ⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

①9-4 ②水道局基幹系システム管理業務【単価契約】 一式 ③さいたま市水道局業務部管財課 さいたま市浦和区常盤6-14-16 ④令和8年2月9日 ⑤一般財団法人埼玉水道サービス公社 代表理事 中村幸司 さいたま市北区東大成町二丁目445番地1 ⑥ア 水道料金システム管理作業 4,375,000円(月額) イ 企業会計システム管理作業 1,953,100円(月額) ウ 個別業務サブシステム管理作業 90,000円(月額) エ ネットワーク維持管理運用業務 978,467円(月額) オ その他システムに係る支援作業 92,400円/回(単価) ⑦随意契約 ⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当